



# みんなので築こう 人権の世紀

考えよう相手の気持ち育てよう思いやりの心

5月3日の憲法記念日は、1947(昭和22)年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して制定されました。この日を含む5月1日から7日までの一週間が「憲法週間」です。

日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を大きな柱としています。憲法第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と人権保障の基本原則を定めています。

人が人生を送り、そして他人と関わり合う中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。

その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、相手の気持ちを考えて、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。

区では、人間尊重の社会の実現をめざして「人権尊重都市品川」を宣言し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。その一環として、5月13日に「憲法週間講演会」を開催します。

これを機会に人権の大切さについて、あらためて考えてみませんか。

5月1日から7日は  
憲法週間です

## 人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である

いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の实情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は

「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め

人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う

一九九三年(平成五年)四月二十八日

## 憲法週間講演会

会場・オンライン 同時開催

テレビドラマやバラエティ番組などで活躍中のスマイリーキクチさん。インターネットで受けた誹謗中傷の体験を基にインターネットと人権についてお話しいたします。

5月13日(木) 午後1時開演

(午後0時30分開場)

※座席は全席指定となりますので、開場時間を目安にお越しください。

会場 きゅりあん大ホール(大井町駅前)

会場参加 300人(事前申込制・抽選)

オンライン参加 200人(定員)

※通信環境が整ったPCまたはスマートフォンで、Zoomアプリを使って視聴してください。



講演

### STOP! インターネット、SNSでの人権侵害

～インターネットと人とのかわり～ ※手話通訳・字幕付き。

講師 スマイリーキクチ(タレント)

**申込方法** ●会場参加=4月12日(月)(必着)までに、往復はがきで郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を品川鮫洲郵便局留品川区シルバー人材センター(☎140-0011東大井1-4-14)へ  
※1通1人のみ。ただし、車いすの方、視覚・聴覚障害者など介助が必要な場合は介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号も記載してください。 ※結果発送は4月末を予定。

●オンライン参加=区ホームページ(トップページ>区政情報>人権・平和・男女共同参画>人権啓発)よりお申し込みください。開催2日前までに、お申し込み時に入力いただいたメールアドレス宛にオンライン参加のURLとパスワードをお送りします。詳細は区ホームページをご覧ください。

#### 参加される方へのお願い

- 入場前に検温を実施します。発熱の症状がみられた場合、入場をお断りすることがあります。
- ご来場の際にマスクの着用と手指消毒をお願いします。やむを得ない事情でマスクの着用が困難な方やアルコールアレルギーをお持ちの方は申し出てください。また、当日咳やどの痛み、発熱などの症状がある方、同居人や身近な知人に感染が疑われる方がいた時は来訪をお控えください。 ●内容が大幅に変更となる場合があります。

返信(表)

63円 往復	140-0011 品川鮫洲郵便局留 品川区東大井1-4-14 品川区シルバー 人材センター宛	こちらには 記入しないでください
-----------	--	---------------------

返信(裏)

返信(表)

63円 返信	000-0000 申込者の住所 (返信先) 申込者氏名様	<b>講演会申し込み</b> ●郵便番号 ●住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号 ※手話通訳希望の方、車いすの方はその旨を記入してください。 ※介助が必要な場合、介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入してください。
-----------	---------------------------------------	--

返信(裏)

※2人以上の申し込みは抽選の対象とはなりません(介助者を除く)。  
※往復はがきの送付先は受付委託先の品川区シルバー人材センター宛となります。  
※申し込みいただいた個人情報は、講演会の実施以外に使用することはありません。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から保健所などへ個人情報を提供する場合があります。



区は、これまでも『人権尊重都市品川宣言』を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかしながら、令和元年度に実施した「人権に関わる意識調査」では、宣言の周知度は22%にとどまりました。これを踏まえて、宣言のさらなる周知に努めていきます。

私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者・パートナーなどからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見、被差別部落出身の方に対する差別など、様々な人権問題が発生しています。最近では、インターネットを悪用したSNS(交流サイト)による誹謗中傷などの人権侵害や、新型コロナウイルス感染症拡大による無理解や偏見、性別に関わらず多様な生き方を尊重する男女共同参画社会の実現を妨げる女性差別発言などが後を絶たず、これら様々な差別行為による重大な人権問題が依然として存在しています。

『人権尊重都市品川宣言』にこめられた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

## 許さない! コロナ差別 ~差別をなくし正しい理解を~

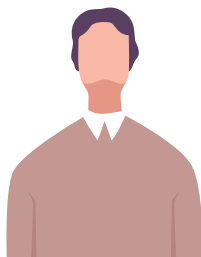
新型コロナウイルスがまん延する中、感染症に対する知識や理解の不足から、SNS等による感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷や心無い書き込みがあります。こうした人権を傷つける行為は決して許されるものではありません。お互いが思いやりを持ち、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。



# 考えよう

# 人権

# のこと



## 許さない! 戸籍・住民票の不正取得

問い合わせ 戸籍住民課証明交付係 ☎5742-6659 Fax5709-7625

国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の8士業には、依頼者に代わり当該請求者の職印を押した「職務上請求用紙」を使って戸籍証明などを請求することが、国により認められています。この職務上の権限を悪用して戸籍証明や住民票を大量に不正取得し、売買する事件が起きています。

こうして不正に取得した個人情報が一部の悪質な探偵業者などを通じて、身元調査に利用されることは、差別やプライバシーの侵害につながる行為であり、断じて許されるものではありません。

このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人に一番問題があると言えますが、私たちもそのような調査には協力しないと、態度や行動で表していくことが大切です。

### 個人情報保護のため審査を厳格に行います

戸籍証明などの発行の際は、交付請求者の本人確認を行うとともにその請求理由を審査し、個人情報の保護に努めています。区では、戸籍証明などの大量不正取得事件を踏まえ、不正が疑われる交付請求については警告を発するシステムを導入するなど、審査体制を厳格化し、不正取得を行った士業者には区から申し入れを行います。

偽造有印私文書行使罪(刑法第159条、161条) : [3月以上5年以下の懲役]  
不正手段により戸籍謄本等の交付を受けた者に対する罰則(戸籍法第135条) : [30万円以下の罰金]

### [不正請求事件に対する基本方針について]

区では、職務上請求用紙を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに、所属団体へ法令遵守および再発防止策の強化を要請します。

## インターネットの利用にもルールとマナーがあります!

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしていきます。しかし一方で、インターネット掲示板への個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が大きな問題となっています。また、特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチや、部落差別(同和問題)に関して差別を助長するような内容の書き込みも後を絶ちません。

通常インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすと言えます。そのうえ、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、一度公開された情報は完全に消すことはできません。インターネット上の掲示板やSNSなどの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。

ルールとマナーを守って、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

### インターネットの節度ある利用について

差別的な発言や誹謗中傷を書き込まない なりすまし行為をしない 個人情報を書き込まない

## 人権三法をご存じですか

2016(平成28)年に差別を解消するための三つの法律が施行されました。

**【障害者差別解消法】** (2016年4月施行)

全ての人障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

**【ヘイトスピーチ解消法】** (2016年6月施行)

日本に住む日本以外の国や地域の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような差別的言動の解消をめざす法律です。

**【部落差別解消推進法】** (2016年12月施行)

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会をめざす法律です。

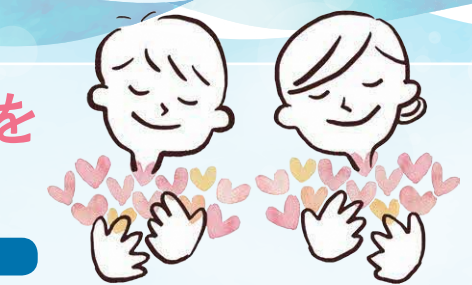


## 人権尊重の社会を 築くために

### 人権啓発・社会同和教育講座

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、部落差別(同和問題)を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「おしゃれと人権」をテーマに、昼コースは「『浮世絵』に見るおしゃれと人権」など3講座、夜コースは「『革の道』とグローバルファッションのいま」など3講座を開催しました。受講された方の感想として「浮世絵は華やかで美しいイメージがあ



りましたが、座頭や物乞いなど江戸時代の世相を表していることも知りました」などの声が寄せられました。また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場芝浦と場で「食肉の歴史と人権」を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大から中止としました。人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ 文化観光課生涯学習係 ☎5742-6837 Fax5742-6893

問い合わせ/品川区人権啓発課 ☎3763-5391 Fax3768-5092